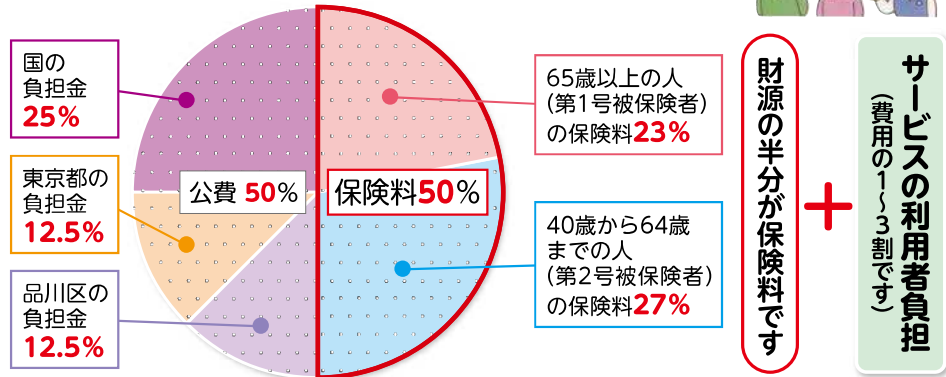


# みんなで制度を支え合う大切な財源です

介護保険は、40歳以上の人々が納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。保険料はわたしたちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

## 〈居宅サービスにかかる費用負担の割合〉



※利用者負担についてはP16をご覧ください。  
 ※国の負担金のうち、約5%(調整交付金)は、その自治体の後期高齢者数および第1号被保険者の所得分布により、保険者ごとに決定され、過不足分は第1号被保険者の保険料と調整されます。  
 ※介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国(20%)、東京都(17.5%)の割合です。

## 保険料を納めないでいると

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

※災害などの特別な事情があり、一時的に保険料が納められなくなったときには、保険料の徴収の猶予や減額、免除を受けられる場合もあります。

- 1年以上滞納すると…  
費用の全額を利用者がいったん自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割~7割)が支払われる形となります。
- 1年6か月以上滞納すると…  
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が差し止めとなったり、なお滞納が続くと滞納していた保険料と相殺されます。
- 2年以上滞納すると…  
利用者負担が1割または2割の人は3割、3割の人は4割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。



## 40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の保険料

国民健康保険や社会保険など、その人が加入している医療保険の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料とあわせて納めます。保険者が徴収した保険料は、支払基金(社会保険診療報酬支払基金)に全国分が一括して集められ、そこから各区市町村に交付されています。

### 国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料は区市町村の国民健康保険料の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。



介護保険料

所得割

第2号被保険者の総所得金額等に基づいて計算

均等割

世帯の第2号被保険者の数に基づいて計算

※介護保険料と国民健康保険料の賦課限度額は別々に決められます。

納め方

医療保険分(国民健康保険)等と介護保険分をあわせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

### 職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に基づいて決められます。



介護保険料

給与および賞与

介護保険料率

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

医療保険料等と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

## 税金の控除

介護保険料や介護保険サービスの利用料などについて、所得税や区民税の所得控除が受けられる場合があります。

- 社会保険料控除 支払った介護保険料は社会保険料控除の対象となります。  
問い合わせ/高齢者福祉課介護保険料係 ☎03-5742-6681
- 障害者または特別障害者控除 12月末現在で要介護3以上の認定期間が6か月以上継続している65歳以上の人は、障害者手帳をお持ちでなくても、障害者控除対象者認定書の交付により障害者控除等の対象になります。  
問い合わせ/高齢者福祉課介護認定係 ☎03-5742-6731
- 医療費控除 介護保険サービスの利用料(自己負担分)は、利用した医療系サービスまたは医療系サービスとの組み合わせによって医療費控除の対象となる場合があります。

\*所得控除に関する全般的なお問い合わせは、管轄の税務署または区役所税務課までお問い合わせください。



保険料の納め方

納め方（特別徴収・普通徴収）をご自分で選択することはできません。

高齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が  
年額18万円以上の人

年金から差し引き  
(特別徴収)

年金の定期支払い（年6回）の際に、年金から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

①高齢・退職年金 ②障害年金 ③遺族年金  
が特別徴収の対象となります。ふたつ以上の年金を受給している場合、①～③の順番で年金から徴収されることになります。  
※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得に基づいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

納付書で納める場合があります

納付書での納付となります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年金担保、現況届の未提出などで年金が停止し、保険料の差し引きができなくなった場合 ※年金の現況届をお忘れなく</li> <li>●所得税や区民税の申告のし直しなどにより、保険料段階が変更になった場合</li> </ul>
納付書で納めていただき、その後順次年金天引に切り替わります	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すでに高齢・退職・障害・遺族年金を受給していて65歳（第1号被保険者）となったとき</li> <li>●他の区市町村で年金天引きで保険料を支払っていて、品川区に転入されたとき</li> <li>●新たに高齢・退職・障害・遺族年金を受給しはじめたとき</li> </ul>

高齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が  
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付  
(普通徴収)

品川区より送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替が便利です！

- 口座振替依頼書（紙）での申込**  
必要事項のご記入、通帳届出印を押印の上、お申し込みください。毎月15日までの申込で、翌月分より口座振替開始予定です。
- パソコン・スマホでの申込（届出印不要）**  
毎月末日までの申込（正常に登録完了）で、翌月分より口座振替開始予定です。専用サイト「品川区Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。



↑バーコードを読み取り専用サイトへアクセスできます

7月に令和8年度の介護保険料額をお知らせします。

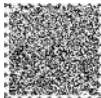
特別徴収

令和7年中の所得（令和8年度区民税）などをもとに年間の保険料を決定し、そこから4・6・8月の保険料額を除いた金額を10・12・2月に振り分けたものです。  
●令和8年4・6・8月の金額は令和8年2月の年金から天引きした額と同額になります。  
※8月の徴収額が変更になる方には7月の通知でお知らせします。

普通徴収

令和7年中の所得（令和8年度区民税）などをもとに年間の保険料を決定し、令和8年7月～令和9年3月までの9期に振り分けたものです。

※令和8年度から4月の介護保険料額の通知を廃止して、7月のみ通知をお送りします。  
※「年度」とは、該当する年の4月から翌年3月までのことをいいます。  
介護保険料額をお知らせする通知はシルバーパス（70歳以上）の手続きに使用できるので、大切に保管してください。  
シルバーパスのお問い合わせは下記へお願いします。  
▶一般社団法人東京バス協会 ☎03-5308-6950（区役所では取扱いしていません）



利用の手順は？

サービスの利用について

高齢者の在宅生活を支えるためのしくみ

■品川区の在宅介護支援システム

品川区では、高齢者福祉課が在宅介護支援センターを統括する「統括（基幹型）在宅介護支援センター」として、全体調整と地区在宅介護支援センターのバックアップを行う役割を担っています。高齢者福祉課（統括在宅介護支援センター）を地域包括支援センターと位置付け、各地区在宅介護支援センターに介護予防マネジメント機能を加えて、地域の身近なところで地域包括支援センター機能を分担し、高齢者を支えるしくみの強化を図っています。

高齢者福祉課

統括在宅介護支援センター

- 全体的調整と地区在宅介護支援センターの統括
- 包括的・継続的マネジメント
- 在宅介護支援センターのバックアップ

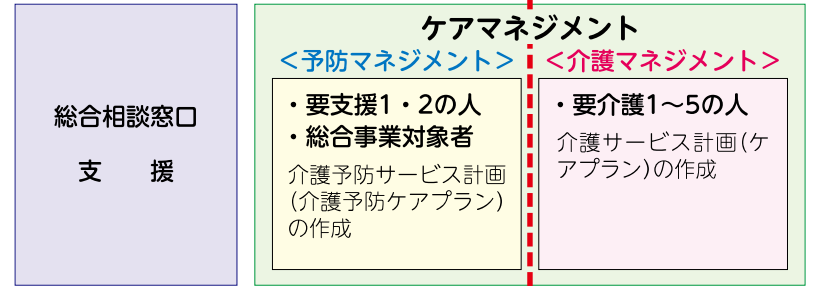
地域包括支援センター

- 総合相談、支援
- 高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業
- 包括的・継続的マネジメントの支援



〈地区在宅介護支援センター〉20か所（担当地区別）  
（※裏表紙をご覧ください）

在宅介護支援センターが、地域包括支援センターの役割を担っています。



在宅サービスのご相談には、名刺や身分証明書を持った担当者（ケアマネジャー）が訪問します。

